

第 11 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月24日(金) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也 7番 鈴木 義昭

8番 石井 裕士 9番 島津 健治 10番 上野 悟

11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二 13番 立石 浩一

14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 6番 安井 弘之

5. 議事録署名委員の指名 11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について(10件22筆)

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件4筆)

議案第50号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(2件2筆)

(4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について

(5) 農業相談について

第3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会 13時29分)

事務局 はい、すみません。定刻となりましたので総会を開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 はい、それでは第11回農業委員会総会を開会します。現在の在任委員は14人で、本日の出席委員は13人、欠席の報告が、6番安井委員さんよりありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立します。本日の総会議事録署名者は、11番 桜

井 陽子委員さん 12 番 得納 逸二委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)
「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めま
す。

事務局 報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
4 件 8 筆報告

(付議事項)

議長 次に付議事項に入りますが、推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局
からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたい
と思います。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしま
すので、よろしくお願いします。

(議案第 47 号)

議長 それでは、議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
10 件 22 筆を議題といたします。

議長 1 件目につきましては、委員さんが関係者となるため、退席をしていただ
くようお願いいたします。

(委員退室 13 時 34 分)

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 47 号「農地法第 3
条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受入)	現地調査委員	現況地目	面積
		(渡) 高齢で耕作困難となったため。 (受) 経営規模を拡大するため。	黒木啓 勝見 藤高	田 1 筆	2,474㎡
		(渡) 相続により農地を取得したが、農 業経験もなく、作業が困難なため。 (受) 経営規模を拡大するため。	黒木啓 勝見 藤高	田 1 筆	1,298㎡
		(渡) 町外へ転出する予定であり、今 後の管理が困難となるため。 (受) 法人の構成員であり所有権を得て 安定した経営を行うため。	黒木啓 勝見 藤高	田 1 筆 畑 1 筆	2,339㎡

■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難なため。 (受) 居住地の隣接地であり、耕作に便利なため。	藤高 勝見 黒木啓	田 2 筆	2,346 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難で譲受人から申し入れがあったため。 (受) 居住地の隣接地であり、耕作に便利なため。	行吉 勝見 黒木啓	田 1 筆 畑 1 筆	923 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難なため。 (受) 既存経営地の隣接地であり、耕作に便利なため。	行吉 勝見 黒木啓	田 1 筆	2,237 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 農業経験がなく、耕作が困難なため。 (受) 既存経営地の隣接地であり、耕作に便利なため。	小池栄 小池要 松田	畑 2 筆	498 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 体の調子が悪く、耕作管理が困難であるため。 (受) 経営規模を拡大するため。	小池栄 小池要 松田	田 1 筆	1,037 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もいないため。 (受) 経営規模を拡大のため、居住地からも近いので購入する。	山口 後藤 下原	田 9 筆	11,302 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢で農業も無理があるため財産処分したい。 (受) 世羅町に永住して、自給自足を目標に農業を行うため。	山口 後藤 下原	畑 1 筆	1,263 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、11 月 11 日(土)に藤高委員それから勝見委員と現地の確認を行っております。先ほど説明がありましたように、当該農地は■■■■■の方が作られておりまして、そのまま継続という形で何も問題なしと判断をしております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 ■■■委員さんの入室を求めます。

(■■■委員入室 13時37分)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目・3件目について朗読説明。)

議長 はい、2件目・3件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、2件目・3件目とも11月11日15時30分以降に確認を行っております。確認委員は勝見委員それから藤高委員です。どちらも農地は耕作されており、ここへ書かれている譲受人の方で、耕作は行われております。3件目は、■■■■が利用権設定で耕作されておりました。今後ともそのまま継続されるということです。特に問題はないと判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員 はい、報告させていただきます。11月11日午後4時ごろ現地を確認させていただきました。推進委員3名であります。申請地につきましては、既に入入れが終わりまして、耕耘してある状況でありました。申請地はすでに■■■■が利用権を設定され、耕作されているということで、それを引き継いでの売買ということであります。その他気になる点はありません。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。
事務局 (議案集により 5 件目・6 件目について朗読説明。)

議長 はい、5 件目・6 件目について行吉委員さんより報告をお願いします。
行吉委員 では、報告します。推進委員行吉が、[]の件で報告します。11 月 18 日 3 時より、黒木委員、勝見委員の 3 名で現地確認を行いました。現地は []を []の方向へ行って、[]を左に 50 メートル位入った、右側と左側に小さい畑があります。どちらも耕作をされております。新しく []が耕作されるということで、3 名の意見では問題はないということでした。審議の程お願いします。もう 1 件目が同じく 11 月 18 日に 3 時より現地確認を 3 名で行いました。[]を右に。今度は右に 50 メートル位入った、左の田圃でございます。これも耕作されています。[]が続いて耕作されるということです。3 人の意見では問題ないということでした。審議の程お願いします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。
事務局 (議案集により 7 件目・8 件目について朗読説明。)

議長 はい、7 件目・8 件目について小池栄治委員さんより報告をお願いします。
小池栄委員 はい、7 件目に関しては、11 月 16 日 9 時 20 分に現地調査委員 3 名で現地確認をしました。申請地については、草刈管理がされていまして。その他、特に気になる点はありません。以上確認した事を報告します。続いて 8 件目 []なんですが、11 月 16 日 9 時 50 分に現地調査委員 3 名で現地確認をしました。申請地については、今年も水稻の作付けがされ、草刈管理もされていまして。その他、特に気になる点はありません。以上確認した事を報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 9 件目・10 件目について朗読説明。)

議長 それでは、9 件目・10 件目について山口委員さんより報告をお願いします。

山口委員 はい、まず 9 件目ですけども、11 月 18 日の午後 1 時半から後藤委員、下原委員と 3 名で確認を行ってます。全ての圃場について、既に刈取りが終了した後の荒起しがされており、適正に管理がされておりました。また、先ほどありましたように、以前から■■■■が耕作されてますので、引き続き、適正に耕作されると思いますので、問題はないと思っております。引き続いて 10 件目ですけども、同じく 11 月 18 日午後 2 時頃に 3 名で確認を行っております。圃場、確認しましたところ、草刈等、適正に管理されてましたので、これからですね、適正に管理されるのではないかと考えております。そういうことで特に問題はありません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 48 号)

議長 続きまして、議案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(1 件 1 筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 50 ページをご覧ください。議案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」)の内容

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■	畑 1 筆 31 m ²	墓地	柳島 宮迫 村田	第 2 種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について柳島委員さんより報告をお願いします。

柳島委員 はい、失礼します。賀茂地区を担当しております、柳島でございます。先程

の申請の土地につきまして、先般 11 月 16 日（木）午後 1 時より、私、村田委員、宮迫委員 3 名で現地確認を実施いたしました。申請の土地については 20 センチの盛り土を行い、墓地を施行の予定です。土砂の流出対策としてブロック積みの擁壁を設けられます。日照通風につきましては、墓地であり周辺農地への影響は特にないと思われます。用水については必要としませんし、汚水も発生いたしません。雨水は自然流下しますが、転用面積がわずかで周囲の農地への影響はないと思われます。以上確認いたしましたので、ご報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

（推進委員退室）

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 49 号）

議長 続きまして、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」（1 件 4 筆）を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 61 ページをご覧ください。議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」）の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
（賃貸借権設定）		田 4 筆 926 m²	駐車場	黒木啓 勝見 藤高	第 2 種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局 （議案集により 1 件目について朗読説明。）

議長 はい、1 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、11 月 11 日、勝見委員、藤高委員と現地の確認を行っております。中に写真がありますように、現在もう駐車場として、手前部分が使われておりますけども、それを拡張するということで、その他の農地への影響、それから排水等の問題もなしと判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 50 号)

議長 続きまして、議案第 50 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。この件について世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第 50 号の「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」説明させていただきます。お手元の資料 2 ページの「世羅農業振興地域整備計画変更理由書」が内容となっております。農用地区域から除外するものは 13 件 19 筆で、除外理由の内訳は、太陽光パネル発電設備設置 8 件、墓地設置 1 件、非農地 4 件、面積の合計は 22,628 ㎡でございます。4 ページをお開きください。申請箇所別に説明をいたします。なお、今回申請の内 4 力所については、7 月にも総会にて説明させていただきましたが、県との協議の中で、申請を取り下げたため、再度申請しているものも含まれます。

(以下議案集により朗読説明)

当該農地	面積	理由
大字赤屋字妙見 735-5	64 ㎡	非農地
大字伊尾字桑原 705-3 の一部	161 ㎡	墓地
大字川尻字小井手 442-3	140 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字川尻字小井手 443-1、443-2	2,012 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字川尻字小井手 486-6、486-7	986 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字川尻字小井手 504-1	294 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字川尻字小井手 505-1、505-2、505-3	1,129 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字安田字ヒルガソウ 10703-1	14,190 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字津口字湯舩 1443、1449-2	2,910 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字西神崎字末久 127-3	32 ㎡	非農地
大字西神崎字末久 132	71 ㎡	非農地

大字重永字道免 627-2	337 m ²	非農地
大字山中福田字山陰谷 3484-2、3485-2	302 m ²	太陽光パネル発電設備設置

今回除外いたしますものについては、農振法第 13 条第 2 項の全ての要件を満たしております。以上、世羅農業振興地域整備計画変更の案件でございます。これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 原案が適当であると回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いいたします。

(議長交代 2 番 作田 博)

(14 時 07 分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項 (1) については冒頭に報告がありましたので、報告事項 (2) 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項 (2) 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」 5 件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項 (3) 「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項 (3) 「非農地証明申請について」 2 件報告

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項 (4) 「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項 (4) 「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について」 1 件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項 (5) 「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項 (5) 「農業相談について」 1 件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項 (1) 「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局

連絡事項（１）「今後の日程」連絡。

議長

ありがとうございました。そのほか何かありますか。

議長

これを持ちまして第 11 回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

（閉会 14 時 24 分）
